

I 文書指導事項有りの社会福祉法人等（社会福祉法人）

法人名	監査対象	指導監査種別	指導監査年月日	文書指摘事項の内容	改善状況
社会福祉法人 いちもく会	法人 運営	一 般 指導監査	令和3年3月18日 ～ 令和3年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年2月23日、平成31年3月21日開催の理事会の議事録が存在しておらず、令和2年1月18日、令和2年11月1日開催の評議員会の議事録について、議事録署名人の署名又は記名押印のない、言わば、議事録の体裁のメモのみが存在している状態である。理事会議事録を直ちに作成し、出席理事長及び出席監事の署名又は記名押印を得ること。また、評議員会議事録についても、令和2年1月18日開催の評議員会の事例を含め、改めて作成し、出席評議員2名の署名又は記名押印を得ること。</li> <li>・令和2年10月17日開催の理事会については、理事6人中3人のみの出席であり、当該理事会は成立しておらず、その議決事項は無効である。また、この後の令和2年11月1日に開催した（とされている）評議員会についても、議事録がなく、議事録と思われるメモのみが存在している状態であり、評議員会で承認したと確認できないことから、結果として令和元年度決算が未承認の状態である。したがって、当該理事会で議決したとされる事項について、再度、理事会の議決を得ること。特に、令和元年度決算については、理事会のみならず評議員会の議決も得ること。</li> <li>・令和元年度の理事・監事の改選に当たり、令和元年6月8日開催の理事会で令和元年度の定時評議員会の終結をもって退任する理事2名の後任となる理事候補者2名を選任しているが、理事・監事として再任を予定している、他の理事・監事候補者を選任していない。したがって、令和元年6月23日開催の定時評議員会での理事・監事選任については、理事会で選任されたと推定できる理事候補者2名を除き、選任の手續に瑕疵があるので、改めて、理事会で、理事・監事候補者としての選任手續を行うこと。</li> <li>・令和元年6月23日開催の理事会で、理事2名を常務理事に選定しているが、貴法人の定款上、常務理事に選定できる理事は1名のみである。今後は、常務理事の選定に当たっては、法令、定款等に則り、適切に行うこと。</li> <li>・令和3年2月13日開催の理事会において、理事を第一理事長代理に選定しているが、法令上定めがなく、このような決定は無効である。したがって、理事会にこのような選定は無効である旨、改めて説明し、了解を得ること。</li> <li>・1名の監事より、令和元年12月31日付けで監事としての辞任届が提出されており、監事が1年2か月余りに亘り、1名欠員のままとっている。早急に後任の監事を選任すること。</li> <li>・文書指導事項(3)「理事・監事の選任手續の瑕疵」で、改めて、現理事・監事候補者の選任を理事会で行うことを求めていることから、その際の監事の同意については、当時の監事2名の同意書を遡って得ておくこと。</li> <li>・令和元年度の決算の承認に係る理事会、評議員会が令和2年6月までに行われておらず、それに伴い、資産総額の登記が令和2年6月末までに行われていなかった。今後は、決算の承認等を決められた時期までに開催するなど、適切な時期に、適切な回数の理事会（及び評議員会）を開催すること。</li> <li>・借入れに関して、専決規程等により理事に委任する範囲を定めておらず、全ての借入れに理事会の議決が必要だが、短期借入れについて理事会の議決を得ていなかった。速やかに理事会に当該借入の報告を行うとともに、今後借入れを行う場合は、必ず理事会の議決を得ること。</li> <li>・会計責任者を速やかに任命すること。</li> <li>・令和2年10月以降の月次報告を速やかに作成すること。また、今後、貴法人経理規程に基づき、月次報告を行うこと。</li> <li>・経理規程を、国の法令及び貴法人の現状に即したものに改正すること。</li> <li>・貴法人の経理規程で小口現金の限度額を10万円と定めているが、令和元年度から令和2年度の小口現金出納帳において、各拠点区分で10万円を超えている期間が長期にわたっており、残高の限度額を大幅に超えていた拠点もあった。また、小口現金の残高がマイナスとなっている拠点もあり、会計処理上、問題があると言わざるを得ない。今後は、適正・適切な会計の処理を行うこと。</li> </ul>	改善済